

給水装置工事の申請から完了まで

令和8年度

公益財団法人 福岡市水道サービス公社

給水審査課

目 次

- 1. 全体の流れ
- 2. 工事の申請
 - 2-1 〈事前準備〉
 - 2-2 〈窓口に来られる方〉
 - 2-3 〈受理から着工まで〉
 - 2-4 〈預かり申請〉
 - 2-5 〈その他〉
- 3. 完了検査
 - 3-1 〈現地立会について〉
 - 3-2 〈検査の手順〉
 - 3-3 〈完了書類について〉
 - 3-4 〈メーター出庫・門標交付〉
 - 3-5 〈メーター借用について〉
 - 3-6 〈メーター前渡について〉
 - 3-7 〈メーター前渡の条件〉
- 4. その他
 - 4-1 〈注意事項〉
 - 4-2 〈リモート検査について〉
 - 4-3 〈場所などの概要〉
 - 4-4 〈様式について〉

全体の流れ

工事の申請

- ・ 審査窓口へ書類提出

※書類不備の場合、不受理となり再提出となる場合がございますのでご注意ください。

手数料の支払い

- ・ 料金窓口で受付

※支払い方法は、現金もしくは納付書。

書類審査 現地調査

- ・ 工事承認前の書類精査及び現地調査

※申請受付が工事承認ではありませんのでご注意ください。

工事の承認

- ・ 手数料の入金を確認後、
4営業日以内に承認

工事着手

- ・ 給水装置工事は、**工事の承認**を以て、はじめて着工できる

検査料の支払い

- ・ 申請受付時に加入金・審査料と同時に支払うことも可能

検査の予約等

- ・ 検査日の予約
※完了書類が整う前に予約可能。

- ・ 完了書類の提出期限は検査日の**2営業日前**まで

検査の実施

- ・ 現場立会の要・不要あり（工事内容で異なる）
- ・ 検査合格、水道メーターの交付、設置
※一部特例運用あり。

2-1 〈事前準備〉

- ① 現地状況の確認を十分行ってください。
- ② 工事届出書類に不足、不備がないか確認してください。
- ③ 使用材料について、一定の範囲で材料指定しています。
- ④ 設計書、図面の作成方法について確認してください。

申請時に多い不備項目

(誤記・記入漏れ) 工事届出者の住所・氏名(※注)、一時用期間など
(図面が不正確) 工事場所周辺の状況(接道情報、方位、周辺水栓番号)
(文字が小さい) 文字が潰れている、読み取れないなど

注意！ 工事届出者の住所・氏名の間違いは、受付後の訂正はできません。
取消し・再申請が必要となりますのでご注意ください。

〈お願い〉

受付時に、管種・口径・布設時期の確認を行っていますので、一般用の届出の際に一時用(工事用)がある場合は、その写しのご準備をお願いします。

給水装置工事施行基準

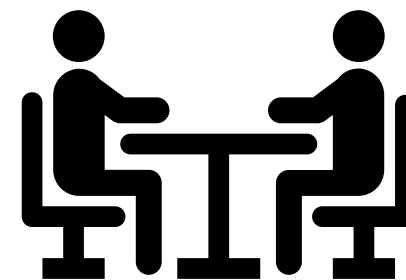
令和8年4月

福岡市 水道局

2-2 〈窓口に来られる方〉

〈届出の際の留意点〉

- ① 申請申込は、窓口を設置してあるタブレット、もしくはLINEでの予約が可能です。
- ② 申請内容の聞き取りをしますので、工事内容を把握した方・給水装置の知識がある方が申請してください。（ヒアリング時に内容が不明瞭な場合、受付を行えない場合があります。）
- ③ スケジュールに余裕を持った申請をお願いします。
（国道、県管理の河川区域の掘削・占用申請手続きは、時間を要します。）



〈届出の受理〉

届出内容、提出書類に問題ない事を確認できたら届出書を受理します。

注意！「届出書の受理」は「工事承認」ではありません。

工事承認前の現場着工は、違反行為となり、処罰の対象になりますのでご注意ください。

〈手数料の支払い・納付書の発行〉

申請窓口から受付押印された書類を受け取り、各区担当の料金収納窓口へ書類を提出、手数料の支払い手続きをしてください。
（その場でお支払いか、納付書の発行（後払い）を選べます。）

2-3 〈受理から着工まで〉

〈手数料入金確認後に現地調査及び書類精査〉

注意！ 納付書での後払いは、入金確認に**日数を要します**。（システム反映に約2週間程度）

お急ぎの方は、納付書控えを給水審査課までFAXもしくは持参してください。

給水審査課 FAX番号：092-521-4175

〈現地調査から書類精査、施行承認まで〉

- ① 手数料（検査料を除く）の**納金確認後、4営業日以内**に行います。
- ② 実施内容：現地調査（図面との整合確認）、書類精査、決裁など。



〈工事の着工〉

- ① 施行承認がおりた届出書類（設計書等）は、閲覧窓口で保管しています。
- ② 申請内容に指摘事項がある場合、予定設計書に**朱書き**していますので、着工前に**必ず**ご確認ください。
- ③ 届出書類が保管されていることを確認の上、施工してください。（予定設計書、予定設計図以外の書類持出し禁止）

注意！ 届出書類は**個人情報**が多く含まれています。取扱いには十分にご注意ください。

2-4 〈預かり申請〉

〈対面受付の時間がとれない方へ〉

対面受付の待ち時間が取れない方へ、届出書類一式を所定のボックスへ投函して、申請手続きを行えます。

【対象となる工事】

・一時用（前渡し以外） ・一般用（戸建て・共同住宅） ・撤去工事（玉下しのみ）

※ 3階直結直圧式、直結増圧式、貯水槽式は除きます。



〈申請の流れ〉

- ① 申込書に必要事項を記入し、届出書類に添付してください。
- ② 給水審査課カウンター（料金窓口向かい）の投函ボックスにお納めください。
- ③ 3営業日以内に受付を行います。（受付後、申請者へ受取の連絡をいたします。）
- ④ 書類は料金窓口で保管しておりますので、受取の際は、料金窓口で手数料等をお支払いください。

※ 申込用紙は、必要事項の記入漏れがないよう、記入してください。

2-5 〈その他〉

〈申請書類の承認までにかかる日数〉

申請から承認までにかかるおおよその日数は次のとおりです。

- ・ 事前協議 → 4週間以内（工事申請前までに完了させておくこと）
- ・ 給水装置工事 → 手数料の入金を確認できたのち、4営業日以内（承認後、工事着手可）
- ・ 設計変更・中止 → 2～3営業日以内



〈設計変更等の取扱い〉

- ① 市納付金の納入前 → 給水装置工事設計書を訂正のうえ、給水審査課へ届出。
- ② 市納付金の納入後 → 給水装置工事設計書および給水装置工事設計変更届を添付のうえ、給水審査課へ届出。
- ③ 工事届出者の都合により工事届出を取り消す場合は、給水装置工事中止届を提出してください。

※ 変更のご相談は、申請時に受付を行った窓口担当者へご相談をお願いします。

- 注意！**
- ① 申請受付後の取り下げはできません。内容変更は可能ですが、名義（申請者）変更等はできませんので、その場合は中止・再申請となります。
 - ② 一時用（工事用）の名義（申請者）変更もできません。定期検針の支払先（送付先）の変更は可能です。どうしても名義（申請者）変更を希望されるのであれば、一度完了（メーター返却）・清算・再申請となります。

3 - 1 〈現地立会について〉

〈現地立会の要・不要〉

検査には、指定事業者さんの立会いを要するものと**特例措置**として不要なものがあります。

【一般用】 全ての一般用工事 . . . 立会必要

【一時用】 道路掘削を伴わない . . . 立会不要

道路掘削を伴う（引込1本） . . . 立会不要

道路掘削を伴う（引込2本以上） . . . 立会必要

注意！ 立会不要検査の場合は『**現場立入り承諾書**』が必須です。

※検査実施日（現場確認日）の確約はできません。

〈完了検査の流れ〉

検査の予約

・この時点では完了書類は不要。

書類提出

・検査日の**2営業日前**までに提出。

検査の実施

・当日の検査の順番は検査前日に決定。



【特例措置】は、指定事業者と給水審査課の信頼関係のもと福岡市水道サービス公社独自で運用しているものです。

※検査受付は、**予約が必要**です。検査窓口、もしくはLINEで予約ができます。

3 - 2 〈検査の手順〉

〈立会検査〉

一般用、道路掘削（2箇所以上）を伴う一時用の場合

検査の予約

【午前枠】戸建て（小規模工事）
【午後枠】共同住宅・事業所・
口径40mm以上・貯水槽方式

書類提出

- ・検査窓口へ提出、書類チェック。
- ・メーター出庫は検査日の前日を原則。

検査の実施

- ・当日の検査の順番は検査前日に決定。確認は検査窓口へ。

〈立会不要の検査〉

道路掘削が1箇所以下の一時用の場合（メーター前渡しは別途手順あり）

書類提出

- ・検査窓口に書類提出。
- ※メーター前渡しを除く。

検査の実施

- ・検査員が任意に日程を設定、単独実施。

3－3 〈完了書類について〉

〈当日の流れ〉

工事完了届の提出は、**必ず検査日の2営業日前までに提出**してください。

1. 準備
 - ① 提出書類の不備・不足がないか確認
 - ② 設計書原本（持出不可書類）を閲覧窓口で受取り
 - ③ 設計書材料表の精算数量の記入・予定設計書の朱書き修正内容を竣工図へ反映
2. 受付
 - ④ 予約は窓口でのタブレット、またはLINE予約が可能です。（順番にお呼びします）
 - ⑤ 検査担当職員による書類チェック



提出時に多い不備項目

- ・各書類の日付未記入
- ・開栓用紙の不足（工事用の廃止分や複数メーター設置時の簡易開栓用紙）
- ・道路占用許可書（公道掘削がある場合は提出必須）
- ・必要な工事写真の不足（水圧テスト状況や道路掘削時の段階確認状況等）

※お願い！

書類の加筆修正など、窓口での作業は混雑の原因となるため、お控えください。

3－4 〈メーターの出庫・門標交付〉

〈交付について〉

メーター前渡申請分は対象外となります。

1. メーター
 - ・ 原則、メーターの出庫は**検査日の前日**。
 - ・ 検査立会不要の工事分は、完了届書類を受理した時に出庫。
2. 門 標
 - ・ 検査書類とメーター出庫の両方が済んだ時点で交付。
 - ・ 一時用の門標はありません。所定の工事看板を現地に設置。



書類不備・手直し

手直しは、指摘された日から**1週間以内**に是正完了してください。

※やむを得ない事情により、1週間を超える場合は必ず検査係までご連絡ください。
いつまでに終わるか、進捗状況の報告をお願いします。

3-5 〈メーター借用について〉

水道メーターは本来、完了検査後に合格した者に対して交付するものであるですが、完了検査を円滑に行うための**特例措置**として事前借用を認めています。

〈工事規模が大きい場合〉

次の場合は、あらかじめ**メーター借用願を提出**して、事前借用してください。

- ① 共同住宅など、メーター個数が多いため、時間を要するもの。
- ② 大型メーター（50mm以上）など、設置作業に時間を要するもの。
- ※ ①および②以外のメーター借用については、指定給水装置工事事業者（申請者）からの申し出により、水圧・増圧機器の試運転が必要な場合、使用者があり断水が困難な場合、建築の竣工検査が必要な場合などについては、メーター借用を受け付けています。

※注意！

- ・ 大型メーター（50mm以上）は、西区福重にある資材倉庫での出庫・受取になります。
- ・ メーターを借用するには、検査日を予約する必要があります。
- ・ 書類不備や手直しの未是正など、過去の工事履行状態が好ましくない場合は、借用をお断りする場合があります。

注意！ メーターは予定している部屋番号の場所に間違いなく取り付けをお願いします。誤って取り付けた場合、入居者の使用水量に間違いが生じ、料金トラブルとなりますので、十分に注意してください。

3-6 〈メーター前渡について〉

〈完了検査の流れ〉

一時用（メーター前渡）のみ、所定のキャビネットへ
投函受付としています。

① 一時用（メーター前渡）検査受付簿記入（紙面）



② チェックシートで書類チェック



③ 書類が全て揃っていることを確認



④ 完了書類にチェックシートを添付



⑤ 各区ごとの検査棚に入れる。



メーター前渡とは

一時用（工事用）の申請において、福岡市水道サービス公社独自運用として水道メーターの前渡制度がございます。

工事のための使用水については、急を要する場合も多いことから、一定条件が整えば、検査時にしかお渡ししていない水道メーターを申込時にお渡しする制度です。

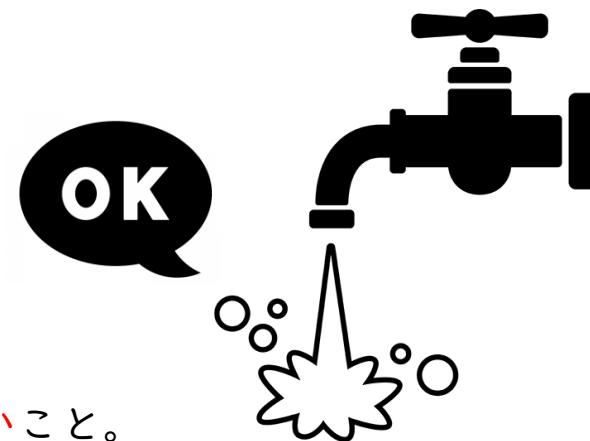
前渡しの対象は、既設給水装置を利用し、かつ、新規引込を要しない簡易な一時用給水装置工事で、口径は40mmまでとしております。

一時用（工事用）において、新たに給水管の布設が必要な場合については、対象外となります。

3-7 〈メーター前渡の条件〉

●メーター前渡しを受けるには下記の**一定条件**が必要となります。

- ① 既設の給水装置が**中止**されており、一時用として給水が可能であること。
宅地内の工事（メーター回り・散水栓設置）のみであること。
- ② 現場に既設引込管があり、止水栓の動作に問題がなく、**出水を確認し、漏水がない**こと。
- ③ 申請後に既設給水装置に不具合が発生した場合は、申請者が責任をもって対応すること。
- ④ メーター前渡後、速やかに設置し、水質・残塩確認を行ったうえで、検査完了時まで責任をもって管理すること。
- ⑤ 申請の翌日から**7営業日**までに工事完了書類を提出すること。水質・残塩確認を速やかに報告すること。
- ⑥ 手数料（設計審査料・前受水道料金・検査料）が支払い済であること。



4－1 〈注意事項〉

〈現場における禁止行為〉

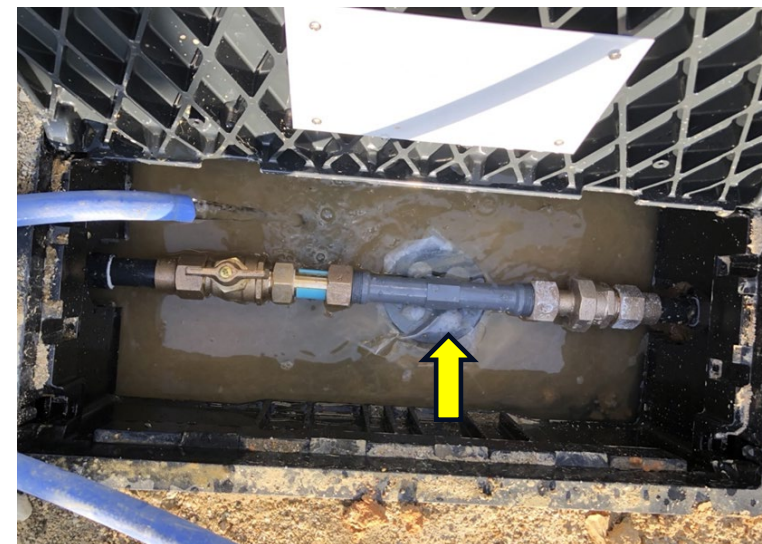
水道メーター取付部への代用管の設置は厳禁。



〈注意喚起〉

水道メーターの逆取付が多発しています。（R 7. 9 だけで3件発生）

給水装置工事における基本です。水道メーターの取付は主任技術者の責任において確実に施工してください。



代用管の設置は禁止

一時用給水栓工事において、通称「代用管」を使用して水道水を無断使用していた事例。

4-2 〈リモート検査について〉

〈リモート検査試行への協力依頼〉

リモート検査の導入を検討しており、試験的实施に協力していただける事業者様を募集しております。

1. リモート検査対象となる案件

メーター1個の標準的な戸建て住宅（共同住宅およびメーターが複数個ある物件は対象外）。

2. 検査方法

- ・事業者様所有のスマートフォンと、給水審査課のパソコンにてビデオ通話アプリ（Z o o mなど）を使用します。
 - ・検査予約については別途調整します。
- 通常の検査予約において、日程が埋まっており、調整が困難な案件など対応可能です。
- ・参考として、実施している状況を撮影した動画をお見せすることもできます。

ご協力いただける事業者様は、検査窓口まで



4－3 〈場所などの概要〉

〈給水審査課〉

住所：福岡市中央区白金1丁目17-1 3F

☎：092-791-3280

注意！ 建物横にある駐車場に限りがあります。

提携駐車場のご利用をお願いします。

トラストパーク白金1丁目駐車場：中央区白金1-3-18

※閲覧窓口にて割引券を配布いたします。

〈福岡市内の給水装置工事〉

審査・検査件数：それぞれ年間約1万件程度

窓口に限りががありますので、余裕を持った審査/検査申込をお願いします。（年末や年度末に件数増、月末に集中）

混雑状況は、工事申請、検査申込予約をLINEなどで見ていただくと、現在の待機人数が分かりますので、ご活用ください。



4-4 〈様式について〉

申請に関する様式は、福岡市水道局のHPに公表しています。

・福岡市水道局TOPページ

「生活と水道」（ページ左上）

「給水工事事業者コーナー」

「詳細ページはこちら」

〈公表している内容〉

- ・施行基準内の様式集のデータ
- ・一時用給水申込書
- ・一時用給水変更届
- ・水道管管理図（通称 戸番図）や給水台帳閲覧に関するもの
- ・給水申込書兼関係事項届出書（開栓用紙）
- ・給水装置工事設計書閲覧申込書（委任状）

注意！ 工事内容によっては、HPに掲載のない書類の提出をお願いする場合がありますので、申請される事業者様はあらかじめ給水審査課へご確認ください。





ご清聴ありがとうございました

申請から完了までスムーズに進みますようご理解・ご協力をよろしくお願いします

公益財団法人 福岡市水道サービス公社

給水審査課